官告第百四

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年４月16日

農林水産大臣　鈴木　憲和

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間

令和８年４月16日から令和８年５月５日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁ホームページ　https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

島根県庁

浜田市役所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県足袋製造業最低工賃（令和５年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月16日

埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県足袋製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、４枚こはぜのものに限る。）10足につき、右欄に掲げる金額

工　　程	金　額
足踏み通し	84円39銭
掛け押し縫い	63円58銭
こはぜ付け	85円55銭
羽縫い	121円38銭
甲縫い	119円07銭
尻止め	63円58銭
つま縫い	263円57銭
まわし縫い	89円02銭
アイロン仕上げ	310円97銭

備考　上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持並びに使用に要する経費及び電力費その他の必要経費を除くものとする。

４　効力発生の日　令和８年５月16日

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告